

ページ数	テキスト内容	補足説明
28	<p>⑤ブレンドコーヒー (中略)</p> <p>なおブレンドしたコーヒーについてもルールがあり、‘ブルーマウンテンブレンド’のような特定産地を強調した商品名にする場合、それを生豆換算で30%以上配合しなければならないことが全日本コーヒー公正取引協議会により決められている。</p>	<p>ブレンド30%ルールは業界ルールや法令ではなく、あくまで全日本コーヒー公正取引協議会の会員のみ適用されるルールとなり、全日本コーヒー公正取引協議会<u>非会員</u>の事業者様については国の法律に準じた表示が求められております。詳細は各ウェブサイトをご参照ください。</p> <p>出典：消費者庁ウェブサイト https://x.gd/UWrUG 全日本コーヒー公正取引協議会ウェブサイト https://x.gd/yBucQ</p>